

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第166回）議事概要

1 日 時

令和8年3月26日（木）14時00分～15時12分

2 場 所

Web会議による開催

3 出席者

（1）委員（敬称略）

藤井 威生（部会長）、森 亮二（部会長代理）、相田 仁、浅川 秀之、
武田 史子、田平 恵、西村 真由美、林 秀弥、矢入 郁子

（以上9名）

（2）総務省

吉田 恭子（電気通信事業部長）、
飯嶋 威夫（料金サービス課長）、小川 裕一郎（料金サービス課課長補佐）、
伊井 良太（料金サービス課課長補佐）、
平松 寛代（基盤整備促進課長）、望月 俊晴（基盤整備促進課課長補佐）、
道方 孝志（サイバーセキュリティ統括官室参事官）

（3）事務局

石井 貴朗（情報流通行政局総務課課長補佐）

4 議 題

（1）答申事項

ア NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社の第一種指定電気通信
設備に関する接続約款の変更の認可（令和8年度の接続料の改定等）につい
て【諮問第3207号】

審議の結果、本件について、諮問のとおり認可することが適当との答申を
行った。

【内容】

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 33 条第 2 項に基づく接続約款の変更認可申請について、答申を行ったもの。

イ NTT 東日本株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（土地料金・建物料金等の令和 8 年度料金の改定及び過年度料金の再算定）について【諮問第 3211 号】

審議の結果、本件について、諮問のとおり認可することが適当との答申を行った。

【内容】

電気通信事業法第 33 条第 2 項に基づく接続約款の変更認可申請について、答申を行ったもの。

ウ 電気通信事業法第 110 条の 3 第 1 項の規定による第二種適格電気通信事業者の指定について【諮問第 3206 号】

審議の結果、本件について、諮問のとおり指定することが適当との答申を行った。

【内容】

電気通信事業法第 169 条第 1 項の規定に基づき、同法第 110 条の 3 第 1 項の規定による第二種適格電気通信事業者の指定について、答申を行ったもの。

(2) 諮問事項

ア 電気通信事業法第 110 条の 3 第 1 項の規定による第二種適格電気通信事業者の指定について【諮問第 3212 号】

審議の結果、本件について、諮問のとおり指定することが適当との答申を行った。

【内容】

電気通信事業法第 169 条第 1 項の規定に基づき、同法第 110 条の 3 第 1

項の規定による第二種適格電気通信事業者の指定について、諮問を受けたもの。

イ 国立研究開発法人情報通信研究機構法第 18 条第 5 項に規定する特定アクセス行為等実施計画の変更の認可について【諮問第 3213 号】

審議の結果、本件について、諮問のとおり認可することが適当との答申を行った。

【内容】

国立研究開発法人情報通信研究機構法の第 18 条第 5 項の規定に基づき、同法第 18 条第 2 項に規定する特定アクセス行為等実施計画の変更の認可について、諮問を受けたもの。

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記までご連絡をお願いいたします。

担 当：総務省情報流通行政局総務課審議会係 石井・澁谷

電 話：03-5253-5694

メール：ip-council_atmark_soumu.go.jp

(_atmark_を@にしてください)